

清涼飲料水及びカドミウムの審議状況の概要について

1. 清涼飲料水

平成 15 年 7 月 1 日に厚生労働省より「食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること」の諮問を受け、汚染物質専門調査会と化学物質専門調査会の下に合同ワーキンググループを設置し、継続審議中である。

これまで、合同ワーキンググループでの審議終了後、化学物質専門調査会及び汚染物質専門調査会の両調査会への報告・承認が必要であったが、今後は、新設の清涼飲料水部会のみで審議され、審議結果は幹事会へ報告されることになる。

答申済み	審議中	未審議
四塩化炭素 1,4-ジオキサン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トランス-1,2-ジクロロエチレン 塩素酸 ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール 塩素(残留塩素)	ベンゼン (了) 1,1,2-トリクロロエタン (了) トルエン (了) 1,1,1-トリクロロエタン (了) ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン メチル-t-ブチルエーテル 臭素酸 クロロホルム ホルムアルデヒド 亜塩素酸 二酸化塩素 銅	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ジブロモクロロメタン プロモジクロロメタン プロモホルム 総トリハロメタン クロロ酢酸 ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸 シアン 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 ふっ素 ほう素 亜硝酸性窒素 カドミウム 六価クロム 水銀(メチル水銀) セレン 鉛 ヒ素 マンガン アンチモン ウラン ニッケル バリウム
9物質	15物質	24物質

注: (了)は、合同ワーキンググループによる審議が終了した物質。

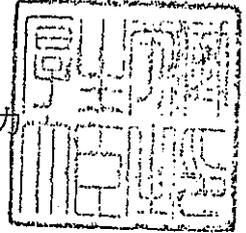
2. カドミウム

平成 15 年 7 月 1 日に厚生労働省より「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」の諮問を受け、第 1 回(H15.10.10)から第 17 回(H19.7.3)の汚染物質専門調査会を開催し、継続審議中である。今後は、新設の汚染物質部会で審議され、審議結果は幹事会へ報告されることになる。

厚生労働省発食安第 0701015 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること

清涼飲料水関係資料一覧

資料1：清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価について

(化学物質関係)

資料2：水質基準の見直しに係る検討対象項目(化学物質)根拠資料(抜粋)

資料3：Guidelines for Drinking-Water Quality - Second Edition
- Volume 1 - Recommendations (抜粋)

資料4：Guidelines for Drinking-Water Quality - Second Edition
- Volume 2 - Health Criteria and Other Supporting Information (抜粋)

資料5：Guidelines for Drinking-Water Quality - Second Edition
- Volume 1 - Recommendations - Addendum

資料6：Guidelines for Drinking-Water Quality - Second Edition
- Volume 2 - Health Criteria and Other Supporting Information - Addendum
(抜粋)

資料7：Guidelines for Drinking-Water Quality, Third Edition, 2003 (Draft) (抜粋)

資料8：Guidelines for Drinking-Water Quality, Third Edition, 2003
(Draft documents on chemicals) (抜粋)

(農薬関係)

資料9：薬事・食品衛生審議会評価資料

資料10：Joint Meeting on Pesticide Residues (JMPR) 評価資料

資料11：米国EPA評価資料

資料12：その他評価資料

資料13：Guidelines for Drinking-Water Quality - Second Edition
- Volume 2 - Health Criteria and Other Supporting Information (農薬関係抜粋)

資料14：Guidelines for Drinking-Water Quality - Second Edition
- Volume 2 - Health Criteria and Other Supporting Information - Addendum
(農薬関係抜粋)

資料15：Guidelines for Drinking-Water Quality, Third Edition, 2003
(Draft documents on chemicals) (農薬関係抜粋)

注) その他のWHO飲料水ガイドライン関係資料については資料3、5及び7参照

(参考)

参考資料1：清涼飲料水の規格基準について

参考資料2：清涼飲料水の規格基準に関する改正の経緯

参考資料3：コーデックス委員会における規格基準

参考資料4：清涼飲料水に関する規格基準等の比較

参考資料5：水質基準の見直し等について

清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価について

1 厚生労働省におけるこれまでの検討状況

ミネラルウォーター類の消費量の増大、FAO/WHO 合同食品規格委員会(コーデックス委員会)におけるナチュラルミネラルウォーター及びボトルド/パッケージドウォーターの規格の設定、水道法の水質基準の見直しの動向等を踏まえ、平成14年10月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において清涼飲料水(ミネラルウォーター類等)の規格基準の改正について検討を開始した。平成14年10月及び11月の2回の審議を行い、化学物質に係る基準について、対象を原水から製品とすること、更にミネラルウォーター類を加熱殺菌等の処理がなされたもの(コーデックス規格のボトルド/パッケージドウォーターに相当)と無殺菌・無除菌のもの(コーデックス規格のナチュラルミネラルウォーターに相当)の2つに区分して、各々について検討を進めていくこととされた(最終的に分類するかについては、化学物質に係る基準の設定状況等により決定することとされた)。また、基準設定に当たっては、水道法の水質基準^{注)}やWHO飲料水ガイドラインの改正状況を踏まえて検討を行っていくこととされた。

平成15年7月1日の食品安全委員会の発足に伴い、同日付けで「食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること」について諮問を行った。

注) 水道法水質基準は、平成15年5月30日に改正

2 国内外におけるミネラルウォーター等に関連する規格基準

- ▶ ナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス規格
- ▶ ボトルド/パッケージドウォーターに関するコーデックス規格(WHO飲料水ガイドラインを準用)
- ▶ 水道法の水質基準及び水質管理目標設定項目

3 食品安全委員会へ食品健康影響評価について意見を求める項目(別紙)

- ▶ 化学物質 48項目
(水道法の水質基準30項目、水道法の水質管理目標設定項目17項目、ナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス規格16項目(うち15項目は水道法と重複))
- ▶ 農薬 93項目
(水道法の水質管理目標設定項目で目標値が定められている農薬の中で評

価資料がないものを除く72項目、ボトルド/パッケージドウォーター
に関するコーデックス規格の農薬35項目（うち14項目について水道
法と重複）

(別紙)

<化学物質>

1. カドミウム^註
2. クロム (6価)
3. 水銀
4. セレン
5. 鉛
6. ひ素
7. シアン
8. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
9. ふっ素
10. ほう素
11. 四塩化炭素
12. 1,4-ジオキサン
13. 1,1-ジクロロエチレン
14. シス-1,2-ジクロロエチレン
15. ジクロロメタン
16. テトラクロロエチレン
17. トリクロロエチレン
18. ベンゼン
19. 臭素酸
20. クロロホルム
21. ジブromokロロメタン
22. ブromोजクロロメタン
23. bromoホルム
24. 総トリハロメタン
25. クロロ酢酸
26. ジクロロ酢酸
27. トリクロロ酢酸
28. ホルムアルデヒド
29. 銅
30. マンガン
31. アンチモン
32. ウラン
33. ニッケル
34. 亜硝酸性窒素
35. 1,2-ジクロロエタン

36. トランス-1, 2-ジクロロエチレン
37. 1, 1, 2-トリクロロエタン
38. トルエン
39. フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)
40. 亜塩素酸
41. 塩素酸
42. 二酸化塩素
43. ジクロロアセトニトリル
44. 抱水クロラール
45. 残留塩素
46. 1, 1, 1-トリクロロエタン
47. メチル-t-ブチルエーテル (MTBE)
48. バリウム

注) カドミウムは別途、食品安全委員会に諮問中である。

<農薬>

1. チラウム
2. シマジン (CAT)
3. 1, 3-ジクロロプロペン (D-D)
4. ダイアジノン
5. フェニトロチオン (MEP)
6. イソプロチオラン (IPT)
7. クロロタロニル (TPN)
8. プロピザミド
9. ジクロルボス (DDVP)
10. EPN
11. ベンタゾン
12. カルボフラン (カルボスルファン代謝物)
13. 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2, 4-D)
14. トリクロピル
15. アセフェート
16. イソフェンホス
17. クロルピリホス
18. トリクロルホン (DEP)
19. イプロジオン
20. キャプタン

21. トリクロホスメチル
22. フルトラニル
23. ペンシクロン
24. メタラキシル
25. メプロニル
26. アシュラム
27. ピリプチカルブ
28. ブタミホス
29. ペンディメタリン
30. メコプロップ (MCPP)
31. アラクロール
32. カルバリル (NAC)
33. エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)
34. メフェナセツト
35. プレチラクロール
36. イソプロカルブ (MIPC)
37. チオファネートメチル
38. テニルクロール
39. メチダチオン (DMTP)
40. カルプロパミド
41. モリネート
42. プロシミドン
43. アトラジン
44. ダラボン
45. ジメトエート
46. ジクワット
47. ジウロン (DCMU)
48. エンドスルファン (エンドスルフェート、ベンゾエピン)
49. エトフェンプロックス
50. フェンチオン (MPP)
51. グリホサート
52. マラソン (マラチオン)
53. メソミル
54. ベノミル
55. シメトリン
56. フェントエート (PAP)
57. ププロフェジン
58. エスプロカルブ

59. ダイムロン
60. ビフェノックス
61. ベンスルフロンメチル
62. トリシクラゾール
63. アゾキシストロピン
64. イミノクタジン酢酸塩
65. ホセチル
66. ハロスルフロンメチル
67. フラザスルフロン
68. チオジカルブ
69. プロピコナゾール
70. ピリプロキシフェン
71. トリフルラリン
72. カフェンストロール
73. アルジカルブ
74. アルドリン/ディルドリン
75. クロルデン
76. クロロトルロン
77. シアナジン
78. 2, 4-DB
79. 1, 2-ジブromo-3-クロロプロパン (DBCP)
80. 1, 2-ジブromoエタン
81. 1, 2-ジクロロプロパン (1, 2-DCP)
82. ジクロロプロップ
83. フェノプロップ
84. エンドリン
85. ヘキサクロロベンゼン
86. リンデン
87. MCPA
88. メトキシクロル
89. メトラクロル
90. ペンタクロロフェノール
91. 2, 4, 5-T
92. テルブチラジン
93. DDT及び代謝物

厚生労働省発食安第 0701021 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

諮 問 書

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について